

目 次

- (参考資料1) 「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」検討経過
- (参考資料2) 「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」開催要綱
- (参考資料3) 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会ワーキング・グループの設置
- (参考資料4) 地方公営企業制度の概要と地方公営企業法の適用範囲
- (参考資料5) 地方公営企業の法適用状況と適用事業割合の推移
- (参考資料6) 地方公営企業法の適用範囲の拡大
- (参考資料7) 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像と背景
- (参考資料8) 投資計画策定にあたっての重要指標(例)
- (参考資料9) 財政計画策定にあたっての重要指標(例)

「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」検討経過

第 1 回研究会（12 月 4 日）

- ・ 公営企業の現状と近年の動き
- ・ ストックマネジメント等に係る国の取組
- ・ 意見交換

第 1 回財政計画 WG（12 月 25 日）

- ・ 財政計画ワーキング・グループにおける検討課題
- ・ 財政計画に係る論点整理

第 1 回投資計画 WG（1 月 7 日）

- ・ 投資計画ワーキング・グループにおける検討課題
- ・ 投資計画に係る論点整理

第 2 回投資計画 WG（3 月 3 日）

- ・ 研究会報告書（素案）に係る検討
- ・ 投資計画に係る論点整理

第 2 回財政計画 WG（3 月 7 日）

- ・ 研究会報告書（素案）に係る検討
- ・ 財政計画に係る論点整理

第 2 回研究会（3 月 13 日）

- ・ 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（案）について

「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」開催要綱

1 趣 旨

公営企業は、飲料水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供をはじめ、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。

現在、高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う収入減等も見込まれる等、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

一方で、公営企業法適用や会計基準の見直し、公営企業の抜本的改革、ストックマネジメントの検討をはじめ、公営企業の経営の実情のより一層の把握や経営健全化に係る取組も着実に進められているところである。

こうした状況下で、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要である。

これらのことを踏まえて、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し、関係者の意見を伺いながら公営企業の経営のあり方について検討を行うこととする。

2 名 称

本研究会は、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

3 構 成 員

別紙委員名簿のとおりとする。

4 運 営

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとする。その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (5) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5 開催日程

平成25年12月から開催する。

平成26年3月までに報告書を取りまとめることとする。

6 庶務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課が行う。

公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会 委員名簿

座長 堀場 勇夫 青山学院大学経済学部教授

(委員は五十音順、敬称略)

石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
石原 俊彦	関西学院大学大学院教授
井手 秀樹	慶応義塾大学商学部教授
宇野 二郎	札幌大学法学部教授
大木 節裕	横浜市財政局財政部長
奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
神尾 文彦	野村総合研究所社会システムコンサルティング部長
倉本 宜史	甲南大学マネジメント創造学部講師
高端 正幸	新潟県立大学国際地域学部准教授
滝沢 智	東京大学大学院教授
沼尾 波子	日本大学経済学部教授
根本 祐二	東洋大学経済学部教授
水田 雅博	京都市公営企業管理者上下水道局長
山崎 武史	公認会計士
渡部 厚志	松江市上下水道事業管理者上下水道局長

公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会ワーキング・グループの設置

1 趣旨

「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」の策定が必要であることから、その策定方法等について専門的な見地からの検討を行うために設置するものである。

「経営戦略」は、中長期的な将来需要を適切に把握するとともに、ストックマネジメント等の知見を活用してその最適化を図ることを内容とする「投資計画」と、必要な需要額を賄う財源を経営の中で計画的かつ適切に確保することを内容とする「財政計画」について、需要額を最適化した「投資計画」を履行するための財源を「財政計画」に基づき確保する形で策定することが基本となる。

「投資計画」と「財政計画」は、相互に関連したものであり、最終的に均衡した形で策定されることが望まれるところである。一方で、扱っている領域自体は異なるものであり、策定に必要な知見も異なるものである。

このことを踏まえて、研究会においては、検討の合理化・効率化と検討内容の深化を図るために、「投資計画」「財政計画」のそれぞれについて策定方法等を集中的に検討するためのワーキング・グループ（WG）を設置して検討を行い、各WGの検討結果について研究会全体で審議することとする。

2 WGの検討内容

投資計画 WG

- ・中長期的な需要（建設・改良・更新・維持管理・除却等に要する経費）の把握
- ・需要を最適化するための手法（ストックマネジメント・施設合理化等）の導入
- ・上記を踏まえた「投資計画」の策定（手順・留意点等）

財政計画 WG

- ・財源構成（料金・繰入金・企業債）の均衡化
- ・各財源を確保する際の手法・留意点等
- ・中長期的な経営見通しの把握
- ・上記を踏まえた「財政計画」の策定（手順・留意点等）

3 WGのメンバー

< 投資計画WG >

座長 堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
石原 俊彦	関西学院大学大学院教授
奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
神尾 文彦	野村総合研究所社会システムコンサルティング部長
倉本 宜史	甲南大学マネジメント創造学部講師
滝沢 智	東京大学大学院教授
根本 祐二	東洋大学経済学部教授
渡部 厚志	松江市上下水道事業管理者上下水道局長

< 財政計画WG >

座長 堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
井手 秀樹	慶応義塾大学商学部教授
宇野 二郎	札幌大学法学部教授
大木 節裕	横浜市財政局財政部長
高端 正幸	新潟県立大学国際地域学部准教授
沼尾 波子	日本大学経済学部教授
水田 雅博	京都市公営企業管理者上下水道局長
山崎 武史	公認会計士

地方公営企業制度の概要

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例:上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計(法第20条、第30条)

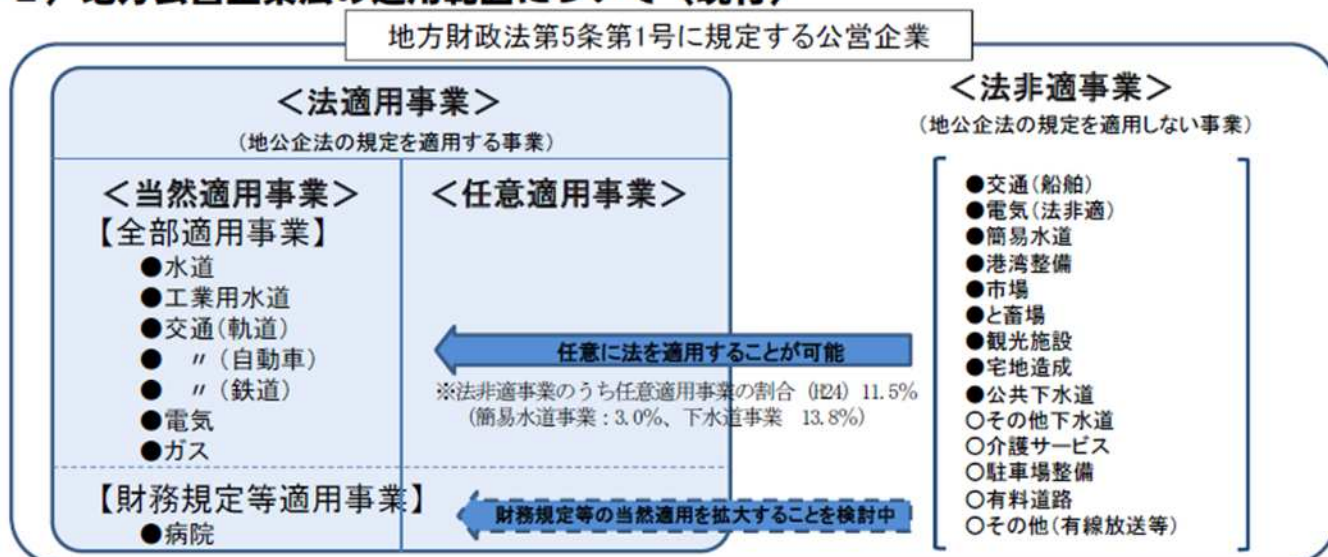
- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

地方公営企業法の適用範囲について

1) 地方公営企業法について

- 地方公営企業の組織、財務、職員の身分取扱い等については、地方自治法等の特例として、地方公営企業法が規定。
- 地方公営企業は、全部適用事業(当然)、財務規定等適用事業(当然)、任意適用事業(全部適用又は財務規定等適用)、法非適用事業に分かれているが、法非適用事業に財務規定等の適用を拡大することを検討。

2) 地方公営企業法の適用範囲について(現行)



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,724事業のうち、法適用事業は、平成24年度は前年度に比べ37事業の増加となり、2,996事業(事業数全体の34.3% H23比0.5ポイント増)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

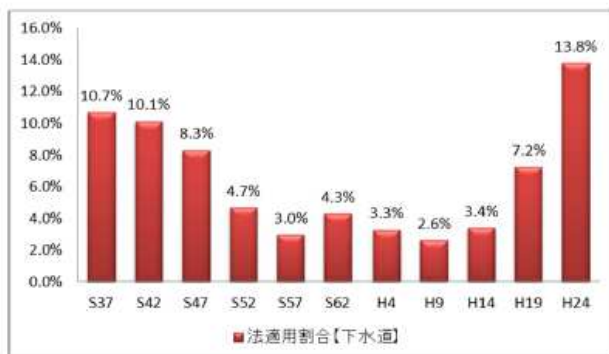
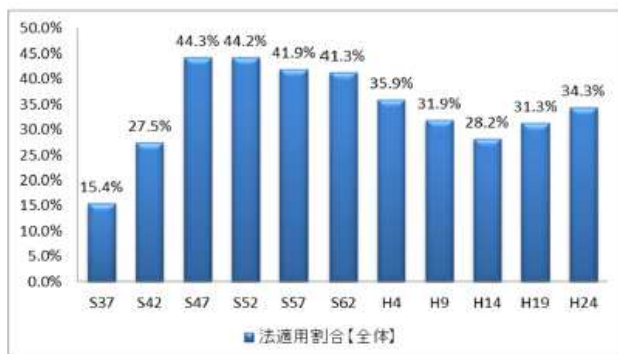
区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
	23	24(a)	増減	23	24	増減	23	24(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道	1,376	1,377	1	757	745	△ 12	2,133	2,122	△ 11	64.9%
うち簡易水道	22	23	1	757	745	△ 12	779	768	△ 11	3.0%
工業用水道	152	153	1	0	0	0	152	153	1	100.0%
交通	59	55	△ 4	39	38	△ 1	98	93	△ 5	59.1%
電気	26	26	0	37	39	2	63	65	2	40.0%
ガス	29	29	0	0	0	0	29	29	0	100.0%
病院	646	643	△ 3	0	0	0	646	643	△ 3	100.0%
下水道	454	502	48	3,171	3,131	△ 40	3,625	3,633	8	13.8%
その他	217	211	△ 6	1,791	1,775	△ 16	2,008	1,986	△ 22	10.6%
合計	2,959	2,996	37	5,795	5,728	△ 67	8,754	8,724	△ 30	34.3%

地方公営企業法適用事業割合の推移(全事業・下水道事業)

地方公営企業法適用事業割合については、昭和47年度以降は、全事業・下水道事業ともに平成14年度にかけて下降傾向にあるものの、以降10年間は上昇している。

法適用事業割合(全事業・下水道事業)

事業名	S37	S42	S47	S52	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24
全体事業数(A)	5,371	6,171	6,792	7,243	7,853	8,177	9,686	11,048	12,613	9,210	8,724
下水道事業数(a)	159	217	349	620	1,046	1,282	2,594	4,173	4,902	3,701	3,633
法適用事業数(B)	826	1,695	3,006	3,203	3,289	3,376	3,480	3,522	3,560	2,880	2,996
下水道事業数(b)	17	22	29	29	31	55	85	109	167	268	502
全事業法適用割合(A/B)	15.4%	27.5%	44.3%	44.2%	41.9%	41.3%	35.9%	31.9%	28.2%	31.3%	34.3%
下水道事業法適用割合(a/b)	10.7%	10.1%	8.3%	4.7%	3.0%	4.3%	3.3%	2.6%	3.4%	7.2%	13.8%



地方公営企業法の適用範囲の拡大

1) 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大の必要性と効果について

I 財務規定等の主な内容

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 経営成績、財政状況の把握
・ 発生主義・複式簿記の採用
・ 収益的なものと資本的なものの区分 など | ② 企業経営の弾力化
・ 予算の弾力条項
・ 資産管理の特例 |
|---|--------------------------------------|

II 財務規定等の適用範囲拡大の必要性と期待される効果

〔必要性〕

- ① 適切な更新計画や経営計画の策定等のためストック情報や損益情報を把握する必要性
- ② 地方分権を踏まえた情報開示拡大の要請
- ③ 企業間等の経営状況比較のため基準を統一する必要性

〔期待される効果〕

- ① 適切な経営方針の策定と経営努力の促進
- ② 住民や議会によるガバナンスの向上
- ③ 財政規律向上による地方公共団体の財政健全化
- ④ 地方公会計改革の取組の促進

2) 地方公営企業法の適用に関する研究会について

- 地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書(平成21年12月)を受け、資本制度の見直し(平成24年4月より適用)、会計基準の見直し(平成26予算より適用)を行ってきた。
- 整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、財務適用範囲の拡大について、地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書(平成25年3月)等を踏まえ、「地方公営企業法の適用に関する研究会」(平成25年7月～)において、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行っている。

地方公営企業法の適用に関する研究会 報告書(案)の概要

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期を見据えたロードマップを早急に示すべき。

1 はじめに

- ・ 本研究会の目的 ・ 地方公営企業法の概要・法適用の状況
- ・ 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ

2 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

- ・ 地方公営企業を取り巻く環境の変化
 - ①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要等の高まり、③料金収入の減等をはじめとする厳しい財政事情、④情報公開の要請、⑤地方公会計改革等の進展等
- ・ 財務規定等の適用範囲の拡大の意義
 - ①損益・ストック情報の把握により適切な経営計画等を策定、②企業間での経営状況の比較、③経営の自由度向上による経営効率化、④住民・議会によるガバナンスの向上 等

3 地方公営企業の現状

- ・ 各事業の現状・内容、法適用範囲の拡大に当たっての留意点
- ・ 地方公共団体への意見調査結果

4 適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

- ① 移行体制に係る支援の強化が必要(マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築)
- ② 財政的支援の強化が必要(既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討)
- ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要
- ④ 十分な移行期間の確保が必要

- ⑤ 小規模事業への対応(一定規模以上の事業・団体から順を追うなど、段階的に法適用を進めていく必要)

5 地方公共団体の懸念に対する見解

- ・ 財務規定等の適用の前後で一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。
- ・ 任意適用の基準である70～80%以上の経費回収率の基準は見直す必要があるのではない。

6 今後の法適用範囲の拡大に関する考え方

- ・ 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。
- ・ 資産が増大・老朽化し、また住民に不可欠なサービスとして定着するなど、簡易水道事業・下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。
- ・ 地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期を見据えた今後のロードマップを早急に示すべき。

7 その他

- ・ 新たな地方公会計基準との関係
- ・ 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定
- ・ 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

- 会計基準の見直し
 - 1 借入資本金
 - 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
 - 3 引当金
 - 4 繰延資産
 - 5 たな卸資産の価額
 - 6 減損会計
 - 7 リース取引に係る会計基準
 - 8 セグメント情報の開示
 - 9 キャッシュ・フロー計算書
 - 10 勘定科目等の見直し
 - 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)
- 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

総務省研究会
で検討中

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 公営企業を取り巻く環境の変化

～事業・サービスの拡充期から人口減少社会、インフラ更新・縮小時代へ～

- 事業・サービスの拡充が求められた時代と比べて、人口減少社会、インフラ強靱化・更新・縮小時代へ転換する中で、経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産・負債の把握等を正確に行う必要が強くなっている。

2 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をより的確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

3 地方分権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)、第3次勧告(平成21年10月7日)及び第4次勧告(平成21年11月9日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。

4 民間の企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準の見直しの進展により、事業の財政状態及び経営成績をより適切に表示しうるものとなっていること、また、民間企業との比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

5 他の公的セクターの会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

投資計画策定にあたっての重要指標(水道)

- 投資計画策定にあたり、中長期的に安定的なサービスを提供することを前提とした、管路更新等の投資需要額を把握するために以下に示す重要指標(例)について、最低限クリアすべき水準を設定し、それをクリアするような投資計画の立案を行う。

重要指標(例)	算定方法	指標が持つ意味	重要指標として選定した理由
有収率	年間総有収水量 ÷ 年間総配水量	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。その水準が過小であれば損益の悪化に直結するものであり、その改善に向けて早期に取組みを行う必要性が高いことを意味する。(平均89.5%)	施設・管路等の維持管理や更新投資等が適切に行われ、それが料金収益およびサービス提供にどの程度結びついているかを端的に表す指標であるため。
施設利用率	1日平均配水量 ÷ 配水能力	施設の利用状況や適正規模を総合的に判断する指標。最大稼働率を勘案しても過小であれば、将来需要を見据えた中でサイズの適正化を検討する必要性が高いことを意味する。(平均60.6%)	施設が有する能力に対して、実際にどの程度のサービス提供を行っているかを把握することができる端的な指標であるため。
管路更新率	更新された管路延長 ÷ 管路総延長	管路が適切に更新されているかを判断する指標。その水準が過小であれば、供用開始から日が浅い、すでに多くの管路の更新が終了しているといった場合を除き、管路の老朽化が進み、更新状況が適切ではない可能性が高いことを意味する。(平均0.77%)	一定の期間に実際にどの程度の管路が更新されているかを把握することで、更新スピードが適切であるかを把握することができる端的な指標であるため。
管路老朽化率(40年経過管路比率)	法定耐用年数(40年)超管路延長 ÷ 管路総延長	法定耐用年数を越える管路の割合から、管路の老朽化度合いを判断する指標。必ずしも法定耐用年数で更新する必要はないが、その水準が過大であれば、更新対象となる管路が増加している可能性が高いことを意味する。(平均8.5%)	法定耐用年数を超えると漏水等のリスクが相当程度高まることから、その度合いを端的に把握できる指標であるため。
基幹管路耐震適合率	耐震適合性基幹管路延長 ÷ 基幹管路総延長	水道施設の基幹管路における耐震化状況を判断する指標。その水準が小さければ、大規模地震発生の際に断水の長期化等の障害が発生する可能性が高いことを意味する。(平均33.5%)	地震が発生した際に最も断水させたくない重要性の高い管路について、その耐震適合度を端的に把握することができる指標であるため。

投資計画策定にあたっての重要指標(下水道)

重要指標(例)	算定方法	指標が持つ意味	重要指標として選定した理由
有収率	年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。その水準が過小であれば損益の悪化に直結するものであり、その改善に向けて早期に取組みを行う必要性が高いことを意味する。(公共下水道:平均80.6%)	施設・管路等の維持管理や更新投資等が適切に行われ、それが使用料収益およびサービス提供にどの程度結びついているかを端的に表す指標であるため。
施設利用率	現在晴天時平均処理水量 ÷ 現在処理能力(晴天時)	施設の利用状況や適正規模を総合的に判断する指標。最大稼働率を勘案しても過小であれば、将来需要を見据えた中でサイズの適正化を検討する必要性が高いことを意味する。(公共下水道:平均87.6%)	施設が有する能力に対して、実際にどの程度のサービス提供を行っているかを把握することができる端的な指標であるため。
水洗化率	現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口	下水道への接続状況をはかる指標。その水準が過小であれば、水洗化促進策を強力に推進する必要性が高いことを意味する。また、今後の投資にあたり、その水準が過小にならないよう、整備後の水洗化実施通しを踏まえた順位付けの検討も必要。(平均94.0%)	投資を行った成果として、汚水の衛生処理がなされ、使用料収益に結びついていることを端的に把握することができる指標であるため。
下水道普及率	処理区域内人口 ÷ 総人口	全体の人口のうち、下水道が使用可能となった割合をはかる指標。計画値との比較により、今後の新規投資がどの程度残っているかがわかる。また、計画値に比して過小であれば面整備を含めた莫大な投資が必要であることを意味し、計画値に近づくと、整備効率の悪い地域が残っていることを意味する。(公共下水道:平均75.8%)	計画値との比較により、今後の新規投資がどの程度残っているかを把握することで、投資計画に新規投資をどの程度盛り込む必要があるかを端的に把握することができる指標であるため。
管路老朽化率(50年経過管路比率)	法定耐用年数(50年)超管路延長 ÷ 管路総延長	法定耐用年数を越える管路の割合から、管路の老朽化度合いを判断する指標。必ずしも法定耐用年数で更新する必要はないが、その水準が過大であれば、更新対象となる管路が増加している可能性が高いことを意味する。(統計資料等なし)	法定耐用年数を超えると道路陥没等のリスクが相当程度高まることから、その度合いを端的に把握できる指標であるため。

財政計画策定にあたっての重要指標

- 財政計画策定にあたり、健全な財政状況の中長期的に維持しつつ、更新需要に見合う財源を確保するために以下に示す重要指標(案)について、最低限クリアすべき水準を設定し、それをクリアするような財政計画の立案を行う。
- ただし、公営企業は団体ごとの規模や経営状況、老朽化の程度などに差異があるため、各団体が経営の実態に応じて適切な指標を選択し、経営分析(現状把握)を行うとともに、指標間の全体バランスを勘案しながら経営戦略の策定(目標設定)を行うことが求められる。
- たとえば、料金水準を据え置いたままで収支均衡を図る(資金残高を確保する)観点で企業債の発行割合を高めると、資金に関する指標は維持できるものの、企業債残高や元利償還負担の増加を通じて、起債依存度や収益性に係る指標が悪化するというトレードオフ関係にあるため、全体のバランスを確保する観点からそれぞれの目標を定めることが重要である点に留意が必要である。

	重要指標(案)	算定方法	指標が持つ意味	重要指標として選定した理由
企業債残高管理・起債依存度	【残高水準】 事業収益対企業債残高比率	企業債現在高 ÷ 事業収益	収入規模に対する企業債残高の水準を判断する指標。その水準が過大であれば、収入規模と比較して企業債残高が過大になっていることを意味し、将来世代に対する負担が重過ぎる可能性がある。 (法適水道:平均290%) (法適下水:平均870%)	どの程度企業債に依存しているか、ひいては将来負担が過度に大き過ぎないかを評価できる指標であるため。
	【残高水準】 業務活動CF対企業債残高比率	業務活動キャッシュ・フロー = 当年度現金預金残高 - 前年度現金預金残高 + 資本的収支不足額 (= 投資・財務CF)	上記と同様に企業債残高の水準を判断する指標。その水準が過大であれば、企業債残高が過大になっていることを意味し、将来世代に対する負担が重過ぎる可能性がある。但し、マイナスの場合もあるため、指標として活用する場合には留意が必要である。 (法適水道:平均656%) (法適下水:平均1644%)	企業債(借金)が業務活動で捻出するキャッシュの規模に照らして、過度に大き過ぎないかを評価できる指標であるため。
	【償還負担水準】 企業債償還額対企業債残高比率	企業債償還額 ÷ 企業債残高	企業債償還負担の水準を判断する指標。その水準が過少であれば、企業債の残高規模に比して償還額が小さいことを意味し、将来世代の償還負担が多く残っていることを意味する。 (法適水道:平均8%) (法適下水:平均8%)	企業債残高に対してどれほどの償還を行っているかをはかることにより、単年度における償還負担の程度を評価できる指標であるため。
	【償還負担水準】 企業債償還額対事業収益比率	企業債償還額 ÷ 事業収益	企業債償還負担の水準を判断する指標。その水準が過少であれば、収入規模に比して償還額が小さいことを意味し、企業債の発行額や残高自体が小さいか、将来世代の償還負担が多く残っているかのいずれかであることを意味する。 (法適水道:平均24%) (法適下水:平均69%)	償還財源である事業収益に対してどの程度の償還を行っているかをはかることにより、単年度における償還負担の程度を評価できる指標であるため。
	【償還負担水準】 企業債償還元金対減価償却費比率	建設改良のための企業債償還元金 ÷ 減価償却費	企業債償還負担の水準を判断する指標。その水準が過大であれば、資金繰りの安定性を欠く可能性があり、安定的な資金繰り確保の観点から、100%を大きく上回らないようにすることが重要である。 (法適水道:平均72%) (法適下水:平均130%)	留保資金である減価償却費に対してどの程度の元金償還を行っているかをはかることにより、安定的な償還財源を確保できているかを評価できる指標であるため。

財政計画策定にあたっての重要指標

	重要指標(案)	算定方法	指標が持つ意味	重要指標として選定した理由
資金確保状況	【資金繰り確保】 事業収益対資金残高比率	現金預金残高 ÷ 事業収益	収入規模に対する資金余力状況(日常資金の余裕度)を判断する指標。その指標が過少であれば、日常の業務運営に支障をきたしかねないことを意味する。 (法適水道平均79%) (法適下水:平均31%)	日常の資金繰りとして資金が確保されているかを端的に表す指標であるため。
	【更新資金確保】 更新投資充当可能資金対事業収益比率	更新投資充当可能資金* ÷ 事業収益	更新投資資金の確保状況を判断する指標。更新投資に資金を投じた途端に比率が大幅に低下するため、一時点の比率のみならず将来の投資水準と合わせて検討することが重要である。 (法適水道平均107%) (法適下水:平均37%)	更新投資資金をどの程度確保できているかをはかる指標であるため。
	【更新資金確保】 更新投資充当可能資金対建設改良費比率	更新投資充当可能資金* ÷ 当年度建設改良費	更新投資資金の確保状況を判断する指標。更新投資に資金を投じた途端に比率が大幅に低下するため、一時点の比率のみならず将来の投資水準と合わせて検討することが重要である。 (法適水道平均320%) (法適下水:平均77%)	更新投資資金をどの程度確保できているかをはかる指標であるため。
	【更新資金確保】 更新投資充当可能資金対減価償却累計額比率	更新投資充当可能資金* ÷ 減価償却累計額	更新投資資金の確保状況を判断する指標。更新投資に資金を投じた途端に比率が大幅に低下するため、一時点の比率のみならず将来の投資水準と合わせて検討することが重要である。 (法適水道平均19%) (法適下水:平均61%)	更新投資資金を、過去の投資に係る減価償却費の水準で確保できているかをはかる指標であるため。
収益性	【収益力】 営業収益対経常利益率	経常損益 ÷ 営業収益	一般に企業の収益性を判断する指標。管路更新率、40年経過管路比率と組み合わせて評価することも必要。また、資産維持費や料金設定を考慮する必要があるため、比率が高ければ高いほど良いというものでもない。 (法適水道:平均9%) (法適下水:平均6%)	現状安定的な収益を生み出しているか、また将来的にも収益を確保して経営できるかを評価できる指標であるため。
	【固定費水準】 営業収益対減価償却費比率	減価償却費 ÷ 営業収益	典型的な固定費である減価償却費の程度を判断する指標。耐用年数を超えた償却資産を有している場合、減価償却費が発生せず、指標の水準が低くなる。そのため、40年経過管路比率と組み合わせて評価することが有効である。営業収益対減価償却費比率が低く、40年経過管路比率が高ければ、管路の老朽化対策の必要度が高まっていると考えられる。(法適水道:平均30%) (法適下水:平均49%)	設備投資型の公営企業における典型的な固定費である減価償却費の水準を端的に表す指標であるため。

*更新投資充当可能資金 = 投資 + 現金及び預金 + 短期有価証券